

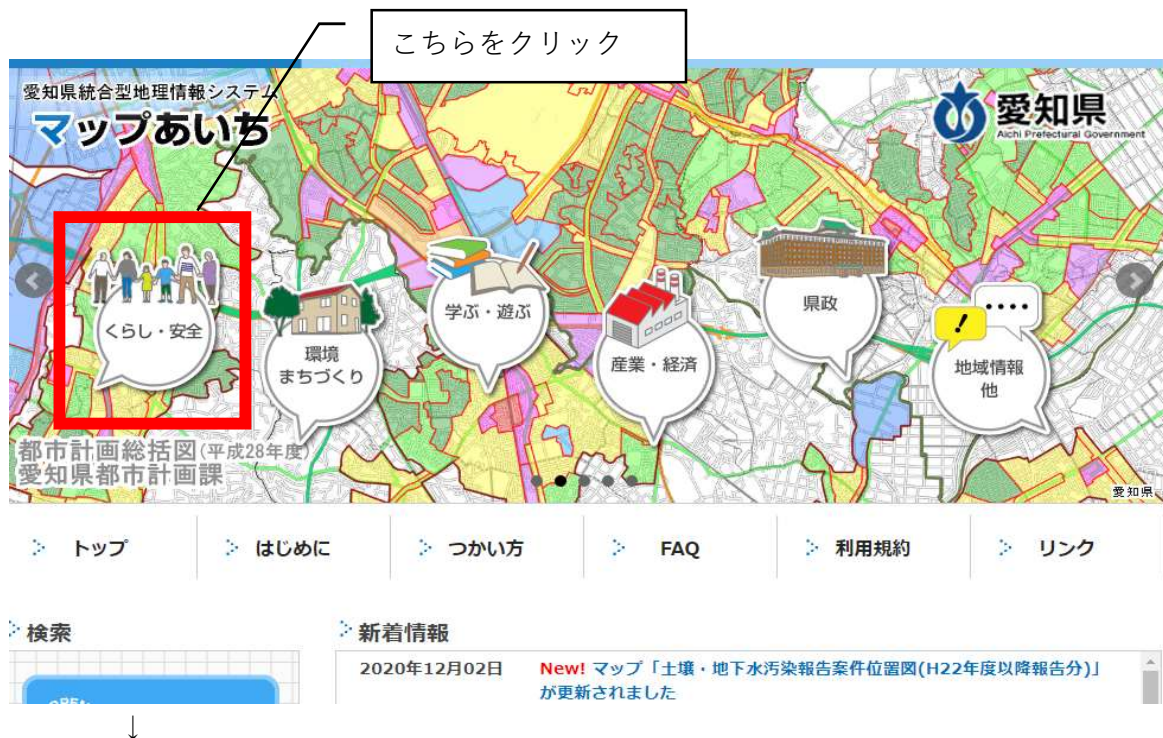
マップあいち（津波災害情報）での確認方法 （津波災害警戒区域の確認方法）

参考資料⑧

①サイトにアクセスする

URL : <https://maps.pref.aichi.jp>

②開いたページのイラスト中、「くらし・安全」のアイコンをクリックする。

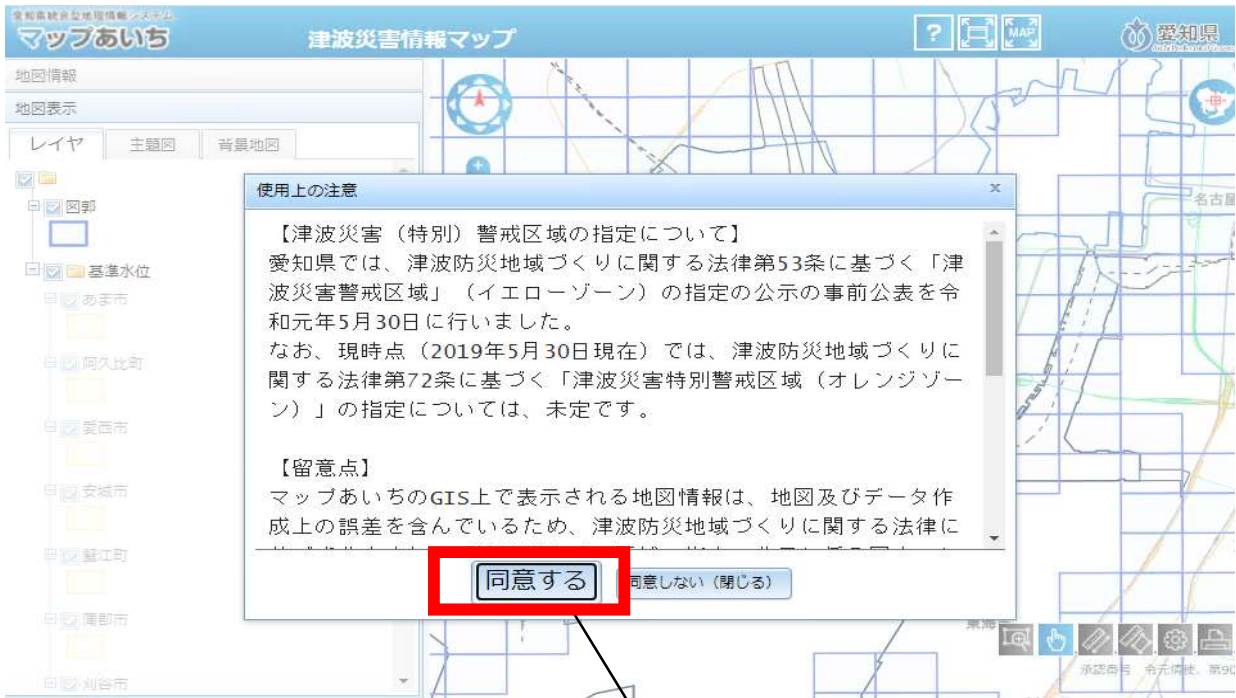


下図のような画面にスライドしたら、「津波災害情報」を選択する



↓

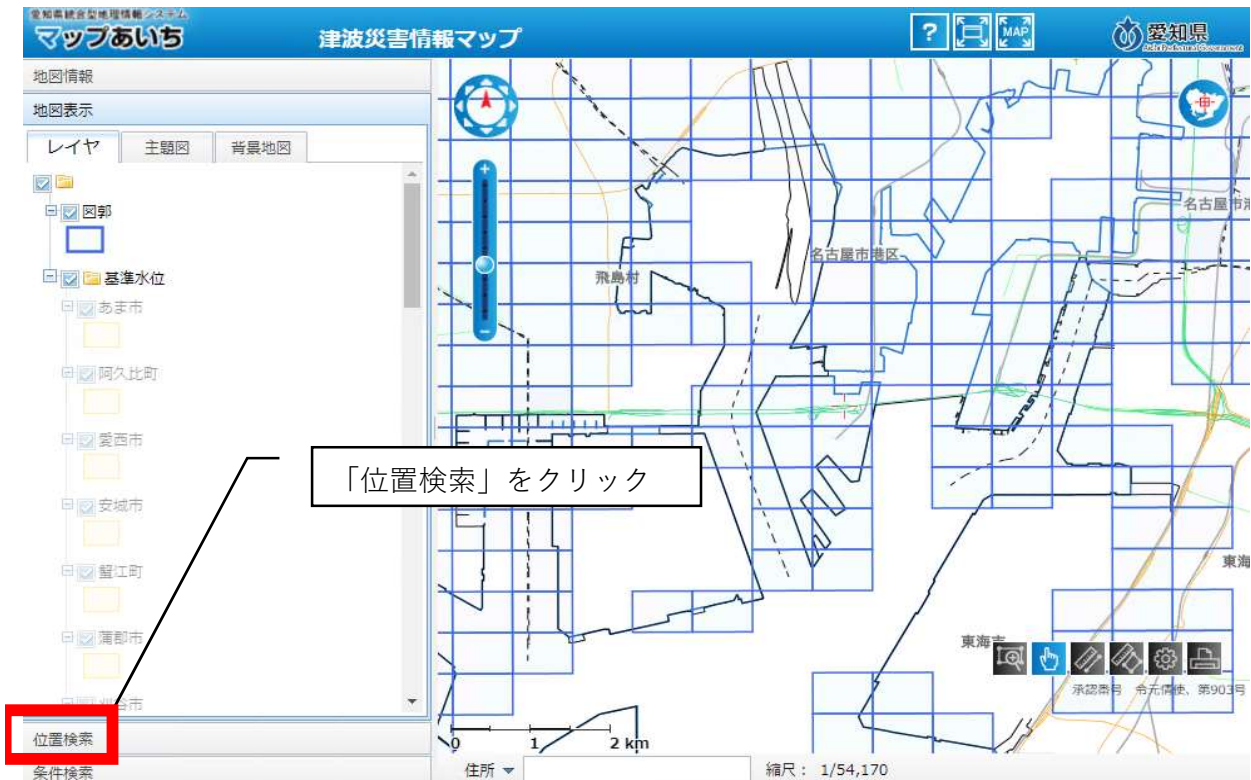
③マップ用に新しいウィンドウが開く



↓

(使用上の注意ウィンドウが消える)

④自施設の所在地を表示する





(市区町村から番地・号まで順に選択していく)

愛知県 津波災害情報マップ

地図情報

地図表示

位置検索

住所から 目標物から

市区町村 大字 小字 番地 号

あ 愛西市 愛知郡東郷町 海部郡大治町
海部郡蟹江町 海部郡飛鳥村 あま市 安城市
一宮市 稲沢市 犬山市 岩倉市 大府市
岡崎市 尾張旭市
か 春日井市 刈谷市 蒲郡市
北設楽郡設楽町 北設楽郡東栄町
北設楽郡豊根村 北名古屋市 清須市 江南市
小牧市
さ 新城市 瀬戸市
た 高浜市 田原市 知多郡阿久比町
知多郡武豊町 知多郡東浦町 知多郡南知多町
知多郡美浜町 知多市 知立市 津島市
東海市 常滑市 豊明市 豊川市 豊田市
豊橋市
な 長久手市 名古屋市熱田区 名古屋市北区
名古屋市昭和区 名古屋市千種区
名古屋市天白区 名古屋市中川区
名古屋市中区 名古屋市中村区 名古屋市西区
名古屋市東区 名古屋市瑞穂区 名古屋市緑区
名古屋市港区 名古屋市南区 名古屋市名東区
名古屋市守山区 西尾市 西春日井郡豊山町
日進市 丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町

所在地に該当するものを順にクリック

縮尺: 1/54,170



(指定した位置に地図がスライドする)

愛知県 津波災害情報マップ

地図情報

地図表示

位置検索

住所から 目標物から

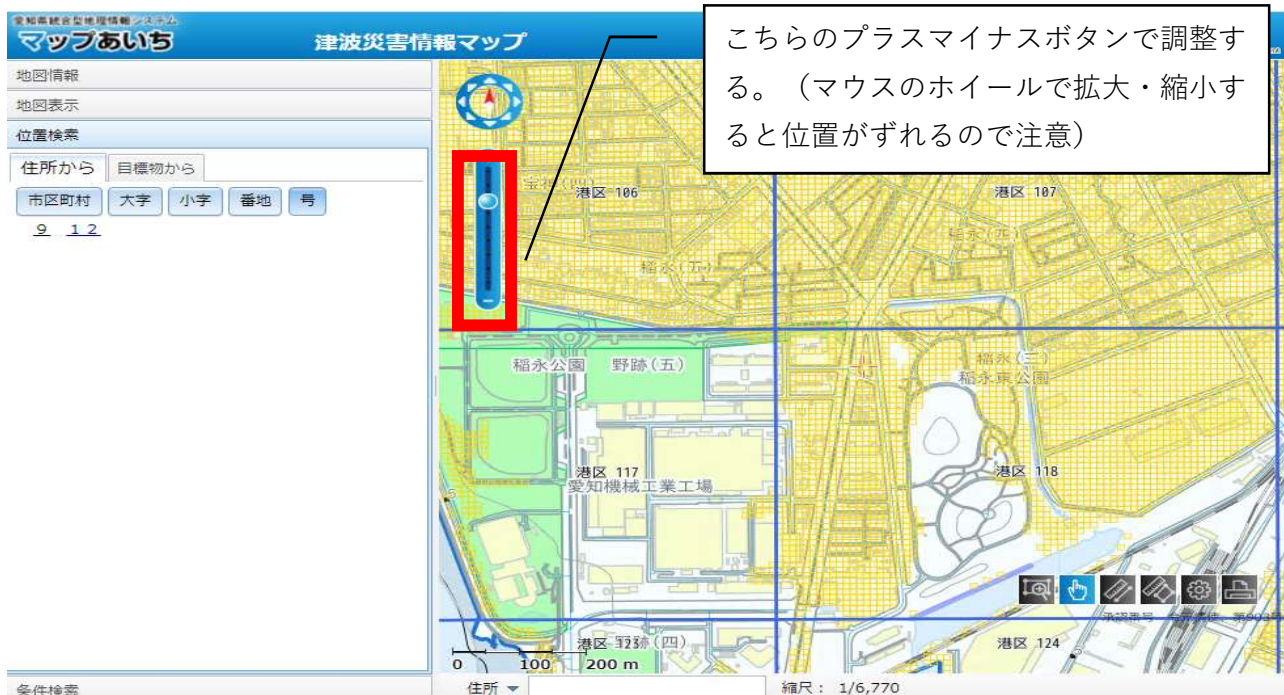
市区町村 大字 小字 番地 号

9 12

縮尺: 1/54,170

↓

(適宜、縮尺を拡大する)



↓

自施設の所在地が青い線の網目のエリアに含まれる場合は該当となるので、協議申込書の様式中、「津波災害警戒区域」(津波災害特別警戒区域ではないことに注意)に○をつける。
また、次の手順により「想定される最大浸水深」を確認するとともに、「地域防災計画による施設の指定の有無」「避難確保計画作成の有無」についても参考資料⑤、⑥を参照し、確認する。

⑤ 想定浸水深を確認する





愛知県 津波災害情報マップ

地図情報
地図表示
位置検索

住所から 目標物から

市区町村 大字 小字 番地 号

9 12

港区 106

港区 107

港区 117

港区 118

港区 119

港区 124

稲永公園 野跡(五) 稲永(二) 稲永東公園

拡大 メニュー

図郭

図郭番号: 港区 118

公示図書:
(外部リンク)

二重に戻る

新たな吹き出しが表示されたら、「外部リンク」をクリックする。



(新しいウィンドウでPDFが表示される)

nagoyaminato 118.PDF 1 / 1

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 港区 118

稲永東公園

津波

基準水位

地盤面

【留意事項】
〔津波災害警戒区域〕
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下、「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
【基準水位】
○「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の上昇可能な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）
○津波災害警戒区域内にある池等の内水面は、基準水位を「-」で表示しています。

【地形（標高）データ】
○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 22 年度に実施された航空レーザー測量データ並びに平成 23 年度時点の 3D 電子地図地図情報をもとに作成しているため、その際に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
八景衛星画像（2017 年撮影）

4.18 12.11 02.10
4.16 12.10 11.08
5.16 11.09 09.05
2.16 10.05 04
3.16 11.05 02
8.16 11.04 03
7.16 12.04 01
7.16 13.05 01
8.15 14.06 04
5.14 14.07
9.13 15.07 03
5.11 15.07 03
8.11 16.08

10.1 02.03
0.3 03
0.2 03
0.1 04
0.2 04
0.1 02
0.2
0.1

←拡大してみると格子状になった各マスに数字が書かれており、この数字が基準水位となる。自施設のエリア内で最も高い基準水位を協議申込書の様式中、「想定される最大浸水深」欄に記入する。